

# 6次産業化 ネットワーク活動交付金

6次産業化の面的拡大につながる地域の取組を支援するため、多様な事業者が連携して取り組む新商品開発や販路開拓、必要な施設等の整備に対して支援します。



市町村が実施主体となって、6次産業化のハード・ソフト事業が可能です。



平成27年3月

関東農政局長野・松本地域センター  
予算決定前の段階ですので、変更の可能性があります。

# 6次産業化ネットワーク 活動交付金とは？

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者と多様な業種の事業者が参画した6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等および**地方公共団体が主体の地域ぐるみでの6次産業化**を支援します。

6次産業化の面的拡大につながる地域の取組を支援するため、国は都道府県に対して交付金を交付し、①多様な事業者との連携促進、②取組に必要な施設等の整備に対して支援するものです。詳しくは、事業実施要領・実施要綱等で確認願います。

**Point 1** 事業実施主体を含む3者以上の者が連携し、**ネットワークを構築した取組**に支援します。

推進事業

整備事業



**Point 2** 事業者を主体としたネットワーク、地域ぐるみの広域なネットワークの取組も支援対象となります。

**Point 3** 整備事業は、**事業者タイプ（事業者主体）と地域タイプ（地域主体）**があります。また、過剰な投資を避けるため、**事業者タイプには、融資残の上限があります。**

**Point 4** 推進事業や整備事業の支援以外に、農林漁業者に対する6次産業化の取組の個別相談、案件発掘などのサポート活動について、都県段階での支援体制を整備します。

**Point 5** 事業実施主体は、事業実施計画を都県(市町村経由の場合あり)へ提出します。

## 取組事例

- ① J Aが農家に呼びかけ、農林漁業者、食品産業事業者、観光業者等と連携するための会議を開催
- ② 会議での検討を踏まえ、プロジェクト検討会を開催し、具体的な事例調査や取組計画の作成を行う
- ③ ホテルや土産物店、直売所等で販売するため、事業者がトマトゼリーの新商品を開発

推進事業

## 取組事例

- ① 法認定者が、トマトゼリーを製造加工するために必要な設備を整備
- ② 地域ぐるみで、地域の特産物のブランド化のための試作用加工機械を整備

整備事業

# 6次産業化ネットワーク活動交付金

## <事業者タイプ>

農林漁業者の皆様が主体となって、食品事業者等多様な事業者とネットワークを構築して実施する6次産業化の取組を支援します

6次産業化の  
事業構想

ネットワークを組んで6次産業化に取り組みたいです。



・ **流通・加工業者等を交えた推進会議などを開催**し、ネットワークの構築を支援します



新商品の開発に取り組みたいです。



・ **新商品の試作品やパッケージデザインを開発するための人件費、資財購入費、成分分析等検査費など**について支援します

新商品ができたので、販路を開拓したい



・ **新商品の消費者評価を行うために必要な試食会等評価会の会場借料費、商談会等への出展費**について支援します。  
・ **流通業者等とのマッチングができるよう、交流会やワークショップ等**を開催します。

注: 交付率1/3以内。  
市町村の6次産業化戦略・構想に基づく取組は1/2以内

事業計画の作成

総合化事業計画を作成したいので、アドバイスを受けたい。

事業を本格的に展開したいの加工施設等を、整備したい。

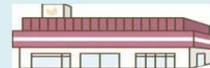


・ **6次産業化プランナーが、6次産業化の事業の構想、総合化事業計画の作成方法等**について**アドバイス**します



注: 交付率: 定額

・ **6次産業化の事業展開に必要な農林水産物の加工・販売施設等の整備**について支援します



注: 交付率: 3/10以内、交付金上限額: 1億円

1. 六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が制度資金等の融資を活用して行う取組が対象。
2. 交付金額は、以下(1)~(3)の一番低い額の範囲内。
- (1) 事業費×3/10、(2) 融資額、(3) 事業費-融資額-地方公共団体による助成額

都道府県のサポート体制

事業の発展段階に応じて、6次産業化プランナーを派遣

計画に沿った事業展開

## <地域タイプ>

地域資源を活用した6次産業化事業体を創出しやすくするため、市町村の6次産業化戦略・構想に沿って、新しい6次産業化商品の開発等を進める地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します

加工品が競合しているの  
で、新しい商品を作ってブ  
ランド化し、大きな事業を  
展開したい……。

でも、自分独りでやる  
のは難しい……。



地域の農林漁業者

市町村

地域資源が豊富なので、  
6次産業化で地域おこ  
しをしたい……。

でも、小規模な農林漁  
業経営が多く、地域でま  
とまって取り組んでもら  
いたい……。

このような地域のために、以下の支援を用意しています。

## <主な支援内容>

- 市町村の6次産業化戦略・構想に沿って、市町村等が**地域ぐるみで地域資源を活用した新商品開発**等を行う場合、**材料費、成分分析等検査費**などを支援します。



(地域の希少品種である小  
麦を活用したパンの開発)

- また、市町村等(六次産業化・地産地消費に位置づけられた促進事業者を含む。)が地域ぐるみで新商品開発を行うための**加工機械等の整備**を支援します。



[ 交付率 : 1/2以内、交付金上限:30百万円 ]

**地域でまとまって取り組む6次産業化の拡大!**

# 推進交付金(ソフト)

多様な事業者が参画する6次産業ネットワーク構築や新商品開発・販路開拓の取組支援。また、市町村の6次産業化戦略・構想に沿って、新しい6次産業化商品の開発等を進める地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。(1/3以内の交付率)

## 対象となる事業実施主体

### 推進会議開催、プロジェクト調査・検討、リーダー育成

交付率：1/3以内（戦略に基づく取組は1/2）以内

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食料産業クラスター協議会、地域協議会、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、都道府県、市町村、市町村協議会、等

### 新商品開発・販路開拓

交付率：1/3以内（戦略に基づく取組は1/2）以内

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者等、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、等

注) 新技術等の事業化実証は、市町村、市町村協議会 交付率：1/2以内

## ◇助成を受けるためには、次の採択基準を満たす必要があります◇

- ① 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築している又は構築する見込みであること。  
（地産地消促進計画に基づく取組は、ネットワーク構築の必要なし）
- ② 国産農林水産物等を活用し、事業の実施体制など事前に十分な調査・検討が行われていること。



## 対象となる事業内容

- 1 推進会議の開催  
○ネットワーク構築や6次産業化の推進等について検討する会議等を行う。
- 2 プロジェクト調査・検討、プロジェクトリーダーの育成  
○具体的な計画作成等に必要となる市場調査や事例調査の実施、取組計画・工程表を策定する取組、ビジネス講座の受講などリーダーを育成する。
- 3 新商品開発・消費者評価会、販路開拓の実施  
○新商品開発に必要な試作の実施やパッケージデザイン開発等を行う。開発された試作品の試食会などで消費者評価を集積。販路開拓のため商談会等への出展。
- 4 新技術等の事業化実証費（技術実証費）  
○事業化が見込まれる新商品やなどの実用化に向けた技術実証等を行う。

# 整備交付金(ハード)

6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対する支援です。(事業者タイプ)また、市町村等が地域ぐるみで、新商品開発を行うための加工機械等の整備を支援する事業です。(地域タイプ)

**(交付率:事業者タイプ=事業費の3/10以内(融資額上限)、地域タイプ:1/2以内)**

## 対象となる事業実施主体

事業者タイプ：交付金上限 1億円  
地域タイプ：同 30百万円

### 事業者タイプ

- 1 法認定を受けた農林漁業者団体又は中小企業者で、資金の貸し付けを受けて施設等を整備する者
  - 2 農林漁業者団体とは、農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となる団体
  - 3 中小企業者とは、農林漁業者団体と連携する中小企業者
- ※法認定とは、「六次産業化・地産地消法」に基づき認定された総合化事業計画または「農商工等連携促進法」に基づき認定された農商工等連携事業計画で認定を受けた方のことです。

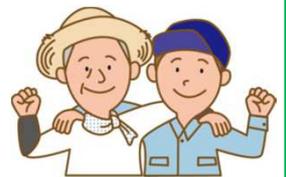
◇助成を受けるためには、次の採択基準を満たす必要があります◇

- ① 事業規模(総事業費)が1億円以上である事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること
- ② 多様な事業者が連携(事業実施主体を含む3者以上)するネットワークを構築し、目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他文書が作成されていること。
- ③ 原則として3期連続経常損失を計上していない、かつ債務超過でないこと。
- ④ 新商品の原材料となる農林水産物を自ら(連携先を含めて)おおむね50%以上(取扱量又は取扱金額)調達していること。他

### 地域タイプ

市町村または民間団体等(市町村に設置される地域推進協議会の構成員又は6次産業化・地産地消法に規定する促進事業者に限る)

- 採択基準
- ① 市町村戦略に基づいて行われているもの。
  - ② 民間団体は、過去3年の決算条件(事業者タイプと同じ)



## 対象となる事業内容

- 1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設  
○農林水産物等の集出荷施設、処理加工のための施設、高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る総合的な販売施設・地域食材提供施設等及び附帯施設
- 2 農林水産物等の生産のために必要な施設等(1と併せて実施する場合)  
○簡易土地基盤整備、農業用水のための施設、営農飲雑用水のための施設、乾燥調製貯蔵のための施設、育苗のために必要な施設等及び附帯施設  
※農商工等連携事業計画で農林漁業者団体が実施する場合は、単独でも実施が可能です。
- 3 食品等の加工・販売のために必要な施設  
○農林漁業者団体等と連携する中小企業者が行う施設及び附帯施設

◇地域タイプは、加工機械等の整備が支援対象となります◇

# 推進・整備事業の流れ

6次産業化の取組をさらに進め、県や市町村、JAなどが中心となって、地域ぐるみで6次産業化に取り組めるよう、交付金を充実しました。

市町村、農林漁業者、民間事業者等

① ネットワークの構築

② 市町村戦略に基づく  
地域ぐるみの取組

交付金

県（取りまとめ、提出・協議）（市町村経由可）

国

## 説明

- ① 多様な事業者が参画する6次産業ネットワーク構築で取り組む。新商品開発・販路開拓、施設整備（事業者タイプ）の取組支援。
- ② 6次産業化戦略・構想を策定する取組や地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。（地域タイプ）



※すでに事業計画の法認定を受けている方であっても、ネットワークの取組に際し、事業計画の変更が必要となる場合がありますので、パンフレット末尾にある問合せ先（関東農政局又は地域センター）へ御確認ください。

# 6次産業化ネットワーク活動交付金

## についてのお問い合わせ先

6次産業化ネットワーク活動交付金の詳細については、最寄りの相談窓口又は関東農政局、長野・松本地域センターまで、お気軽にお問い合わせ下さい。

【お住まいの県の窓口】

**長野県 信州6次産業化推進協議会**  
**電話：026-235-7217**  
(長野県農産物マーケティング室)

【関東農政局・地域センター】

担当部局	住 所	電話番号
関東農政局	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-740-0145
長野地域センター	〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎	026-234-5114
松本地域センター	〒390-0852 長野県松本市大字島立650-1	0263-47-2001

※事業の詳細については、上記、関東農政局又は地域センターまでお気軽にお問い合わせ下さい。